

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和 6 年度 名古屋合同庁舎第 2 号館入退室管理システム改修
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館
契 約 締 結 日	令和 6 年 1 1 月 1 4 日
契約の相手方の氏名及び住所	三菱電機ビルソリューションズ株式会社 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号 J R セントラルタワー
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 2, 2 0 0, 0 0 0 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 2, 2 0 0, 0 0 0 -
随意契約によることとした理由	本業務は、名古屋合同庁舎第 2 号館に設置されている入退室管理設備について、システム改修を行うものである。 令和 6 年 2 月に国家公務員身分証共通発行管理システムのガバメントクラウド移行が実施され、府省間データ交換システムへのアクセス先に変更が生じた。入退館ゲートは統合失効リストに連携しているが、アクセス先の変更により統合失効リストにアクセスできず、失効情報を受け取ることができないことから身分証発行管理システムで権限を失効した状態のカードでも入館できてしまう状態となっている。本来入館できないもので入館できる状態は庁舎管理上問題であり、セキュリティ上問題となっている。 現在運用している入退室管理システムを構築したのは三菱電機（株）であり、独自開発の技術にて、庁省庁間上位システムと各機器が相互通信を行っている。そのため三菱電機であればガバメントクラウド移行に伴う対応についても保守の一環としてデータ変更プログラムをインストールすることのみで改修できるが、三菱電機（株）以外の他社の場合は新規構築から始めることとなるため、庁省庁間上位システムと連携するためのプログラム開発、サーバー装置、ゲート、カードリーダーと全機器を更新して、新たにプログラム開発を行うことが必要となる。 既存システムのプログラム改修ができるのは三菱電機（株）の保守業者である三菱電機ビルソリューションズ（株）において他にない。 よって、会計法第 2 9 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 1 0 2 条の 4 第 3 号により、当該業者と随意契約を行うものである。
備 考	